

避難所運営のためのタイムラインについて

避難所運営のためのタイムラインとは、災害時の避難所運営で取るべき行動を時系列で整理したものです。避難所運営では、災害発生してから時間経過に応じて求められる対応、避難者からのニーズが変化していきます。平常時・災害発生初期（1～2 日程度）・応急期（3～7 日程度）・応急期（1 週～1 月程度）の段階ごとに応じて、優先的に検討する項目・対応班・対応内容について避難所運営のためのタイムラインとしてまとめることで、避難所運営全体の流れを体系的に確認することができます。

令和 6 年能登半島地震での状況も踏まえ、避難所運営をしていく上で課題となる、①避難所運営、②トイレ環境の維持・向上、③食料・物資管理、④プライバシーの確保・就寝環境の向上、⑤衛生環境の維持、⑥避難者の健康管理、暑さ・寒さ対策、⑦配慮が必要な方への対応、の 7 つの対応項目について、時系列ごとに記載しています。

避難所運営タイムラインのポイント（全体）

	平常時	災害発生初期（１～２日程度）	応急期（３～７日程度）	応急期（１週～１月程度）
避難所運営	○避難所運営の組織体制の整備 ○避難所の解錠手順の確認	○避難所への参集・解錠 ○施設の被害状況の確認 ○施設利用スペースの確保 ○避難者数の把握	○運営会議の開催、ルール決定 ○必要物資・資機材の手配 ○避難者ニーズの把握と対応	○避難者ニーズの把握と対応
トイレ環境の維持・向上	○「流さないトイレ」の使用ルールの周知	○既設トイレの使用可能数の確認 ○備蓄物資の提供 ○仮設トイレ等の手配 ○トイレの使用ルールの決定	○マンホールトイレの設置 ○配慮が必要な人等のトイレを確保	
食料・物資管理	○備蓄物資保管場所の検討	○必要食数の把握 ○備蓄物資の提供 ○食料の手配	○食料の数量管理、衛生的な保管状態の確保	○栄養面に配慮した適温食の確保
プライバシーの確保、就寝環境の向上	○避難所レイアウトの検討 ○備蓄物資保管場所の検討	○避難所レイアウトの周知 ○備蓄物資の配置 ○物資の手配		○清掃による維持管理
衛生環境の維持		○下着類や衣類の提供 ○生活用水の確保	○入浴場の確保 ○洗濯場の確保	
避難者の健康管理 暑さ・寒さ対策		○感染症対策への対応 ○暑さ・寒さ対策への対応 ○救護班・保健師等の巡回	○健康相談窓口の設置	
配慮が必要な方への対応	○福祉スペースの検討	○配慮が必要な人の把握 ○備蓄物資の提供 ○福祉スペースの確保 ○福祉専門職等による巡回		

項目別タイムライン一覧

①避難所運営	
検討項目	対応を考える上でのポイント
平常時 ○避難所運営の組織体制の整備 ○避難所の解錠手順の確認	・災害発生時に速やかに、運営体制が取れるように、行政・施設管理者・自主防災組織等の関係者が参加した組織体制の整備を行う。 ・施設の管理者、自治会・自主防災組織等との間で、鍵の管理や避難所の開設方法について取り決めておく。
災害発生初期 (1～2 日程度) ○避難所への参集・解錠 ○施設の被害状況の確認 ○施設利用スペースの確保 ○避難者数の把握	・災害発生後、速やかに避難所に参集し開設準備を行う。職員等が被災して避難所に参集できないこともあるので、避難所となる施設の解錠方法についてはあらかじめ決めておく。 ・災害の状況や避難所となる施設・敷地の被害等の状況を踏まえ、施設の安全性の確認を行う。 ・避難所生活スペースや運営スペース、立入禁止エリア等について確保していく。 ・避難所の避難世帯数や避難者数を把握する。
応急期 (3～7 日程度) ○運営会議の開催、ルール決定 ○必要物資・資機材の手配 ○避難者ニーズの把握と対応	・避難所の運営方針を決定し、方針に基づく役割分担を決定する。 ・多様なニーズに対応できるように、運営会議には年齢・性別に関わらず多様な主体の関係者が参加するようにし、方針決定にあたっては、リーダー、食事作りや片付け等の活動が特定の性別に偏ることのないよう留意する。 ・運営方針を、避難者に周知する。 ・避難者のニーズを踏まえて必要物資と資機材の洗い出しを行い、市町災害対策本部に対して要請する。 ・生活環境の質を確保した安定的な避難所運営を継続するために、避難者のニーズを把握し、解決するための対応を行う。
応急期 (1 週～1 月程度)	

②トイレ環境の維持・向上	
検討項目	対応を考える上でのポイント
平常時 ○「流さないトイレ」の使用ルールの周知	・流さないトイレ（既設の便器に、便器取付型使い捨てトイレ（携帯トイレ）を被せて用を足す水を流さない使い方）の使用方法について周知するとともに、避難訓練において体験させる。
災害発生初期 （1～2 日程度） ○既設トイレの使用可能数の確認 ○備蓄物資の提供 ○仮設トイレ等の手配 ○トイレの使用ルールの決定	・避難所等における既設トイレの使用可能数（便器）及び上下水道の状況を確認する。 ・携帯トイレ、簡易トイレ等の備蓄を、避難者に提供する。 ・手洗い用の水や石鹸、消毒液等にも配慮する。 ・避難者数に応じて、スフィア基準を参考にトイレの必要数を検討する。 ・長期的なトイレの確保に向けて、仮設トイレ等の手配を市町災害対策本部に対して要請する。 ・性別に配慮したトイレの設定や、動線の確保を行う。 ・衛生対策等の観点から、トイレを清潔に継続使用するため、トイレの使用ルールを決定し周知する。 ・上下水道が使えない場合は、「流さないトイレ」（既設トイレの便器に、便器取付型使い捨てトイレ（携帯トイレ）を被せて用を足し、使用した便器取付型使い捨てトイレを処分する方法）の利用を周知する。
応急期 （3～7 日程度） ○マンホールトイレの設置 ○配慮が必要な人等のトイレを確保	・必要に応じて、マンホールトイレを設置する。 ・配慮が必要な方のためのトイレや、トイレまでの動線の安全性を確保する。 ・感染症が出た時の専用トイレを設置する。 ・人工肛門や、人工膀胱保有者のための装具交換スペースを設置する。
応急期 （1 週～1 月程度）	・これまでの対応の徹底・拡充

③食料・物資管理	
検討項目	対応を考える上でのポイント
平常時 ○備蓄物資保管場所の検討	・災害時に避難所に届く物資の集積場所について、あらかじめ決めておく。
災害発生初期 (1～2 日程度) ○必要食数の把握 ○備蓄物資の提供 ○食料の手配	・避難者数から、必要食数を把握する。 ・アルファ化米、缶詰やペットボトル水等の備蓄を、避難者に提供する。 ・避難者数をもとに市町の災害対策本部に対して、食料の手配を行う。 ・「食物アレルギー」、「介護食」等、配慮が必要な者については、対応した食料品を確保する。
応急期 (3～7 日程度) ○食料の数量管理、衛生的な保管状態の確保	・継続して安定的な食料提供を行うために、食料の数量管理を行う。 ・衛生的な状態を確保するため、必要に応じて、冷蔵庫・電子レンジの手配を行う。
応急期 (1 週～1 月程度) ○栄養面に配慮した適温食の確保	・避難者の栄養面に配慮した適温食の提供を行う。 ・適温食の提供に当たっては、ボランティア等による炊出し、特定給食施設の利用等による多様な供給方法の確保に努める。

④プライバシーの確保、就寝環境の向上

検討項目	対応を考える上でのポイント
平常時 ○避難所レイアウトの検討 ○備蓄物資保管場所の検討	・段ボールベッドやパーティションの設置レイアウトについてあらかじめ検討する。 ・災害発生時に段ボールベッド及びパーティションが提供できるように、施設内での保管場所について検討する。
災害発生初期 (1～2 日程度) ○避難所レイアウトの周知 ○備蓄物資の配置 ○物資の手配	・床に直接寝ることで体調不良の恐れがあることを認識した上で、段ボールベッド等の簡易ベッドを設置した場合の避難所のレイアウトを周知する。 ・スフィア基準を参考に一人当たりの居住スペースを検討する。 ・避難所における生活環境確保のため、避難所の開設当初から、パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置する。 ・パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッド等の物資が不則する場合は市町の災害対策本部に対して手配を行う。
応急期 (3～7 日程度)	・これまでの対応の徹底・拡充
応急期 (1 週～1 月程度) ○清掃による維持管理	・避難所内の清掃や消毒、清潔保持等、避難所の衛生管理を適切に行う。

⑤衛生環境の維持	
検討項目	対応を考える上でのポイント
災害発生初期 (1～2 日程度) ○下着類や衣類の提供 ○生活用水の確保	・避難者の属性に応じた下着類や身体や季節に合った衣類を確保する。 ・タンク、貯水槽、井戸等も活用しながら、生活用水を確保する。
応急期 (3～7 日程度) ○入浴場の確保 ○洗濯場の確保	・できるだけ早期に入浴場・シャワー施設を確保する。 ・体を拭くためのタオル等を確保する。 ・入浴施設は男女別に設け昼夜を問わず安心して使用できる場所に設置する。 ・洗濯機や乾燥機を整備する等、洗濯場を確保する。 ・性別に配慮した上で、洗濯干し場を確保する。 ・洗濯用洗剤等を確保する
応急期 (1 週～1 月程度)	・これまでの対応の徹底・拡充

⑥避難者の健康管理、暑さ・寒さ対策

検討項目	対応を考える上でのポイント
災害発生初期 (1～2 日程度) ○感染症対策への対応 ○暑さ・寒さ対策への対応 ○救護班・保健師等の巡回	・マスク、手指消毒をはじめ、感染症対策として必要な物資を確保する。 ・避難所の換気を実施する。 ・衛生環境を保つため、生活スペースは土足禁止にする。 ・感染症患者、疑いのあるものが出た時の部屋を確保する。 ・毛布等を確保し配布する。 ・熱中症対策を実施する。 ・冷暖房機器を確保する。 ・救護班等の医療専門職や、自治体の保健師等の巡回体制を確保し、健康管理を行う。
応急期 (3～7 日程度) ○健康相談窓口の設置	・健康相談窓口を設置する。
応急期 (1 週～1 月程度)	・これまでの対応の徹底・拡充

⑦配慮が必要な方への対応	
検討項目	対応を考える上でのポイント
平常時 ○福祉スペースの検討	・あらかじめ、避難所における配慮が必要な方のスペースについて検討する。
災害発生初期 (1～2 日程度) ○配慮が必要な人の把握 ○備蓄物資の提供 ○専用スペースの確保 ○福祉専門職等による巡回	・高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病の方、傷病者、医療的ケアを必要とする者等、配慮が必要な人の状況を把握するため、本人や家族等から聞き取りを実施する。 ・状況に応じ、福祉避難所や施設、病院等への移動を検討する。 ・配慮が必要な者に対して、本人の属性に応じた備蓄物資等を提供する。 ・配慮が必要な者に対して、専用スペースを確保する。 ・福祉専門職等の巡回体制を確保し、健康管理を行う。
応急期 (3～7 日程度)	・これまでの対応の徹底・拡充
応急期 (1 週～1 月程度)	

※参考

スフィア基準について	スフィア基準は、正式には「人道憲章と人道支援における最低基準」といいます。戦争や災害などで被災した方に対し、権利保護の原則に従って尊厳ある生活を支援する際の、守られるべき基準や指標を具体的に示しています。
スフィア基準の例	・一人当たりの居住スペース…最低 3.5 m² ・飲料水と家庭における衛生を保つために必要な水…15ℓ ・必要なトイレの数…初期段階は 50 人に最低 1 基 長期化する場合は 20 人につき最低 1 基 ・女性トイレと男性トイレの割合…3 : 1 ・居住スペースで基本的な活動が安全に行えることを確かめる。

避難所の寒さ・暑さ対策	スフィア基準は、正式には「人道憲章と人道支援における最低基準」といいます。戦争や災害などで被災した方に対し、権利保護の原則に従って尊厳ある生活を支援する際の、守られるべき基準や指標を具体的に示しています。
寒さ対策の例	・床にマットや畳、段ボールを敷設 ・隙間風にガムテープ活用で建物の気密性を確保 ・施設内の通気性を考慮し、間仕切りを撤去 ・毛布やストーブ等を活用 ・断熱マットや保温性の高いシートを活用
暑さ対策の例	・日中は高温になるため、温度計・湿度計で定期的に確認 ・早い時期（5 月）からエアコンを設置。エアコンの設置が困難な場合は隣接する部屋等を仮設の休憩室としてエアコンを設置 ・扇風機、網戸、氷柱の設置、うち水の実施 ・輻射熱を防ぐための遮光カーテン等の設置 ・冷却ジェルシート、飲料の配布